

湖南省立三雲小学校 いじめ防止基本方針

～ いじめを許さない三雲小学校をめざして ～

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) 「いじめ」とは

(二) 定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。（いじめ防止対策推進法 第2条）



上記の定義をふまえて、「いじめは、どの学級においても、どの子どもにも起こりえるものである」という認識のもと、子どもが心身に苦痛を感じているかどうかの見極めが重要である。そのために、「いじめ」を受けた子どもの側に立ち、「いじめ」問題に毅然と立ち向かっていく教職員集団の確立をめざす。

(2) 「いじめ」の基本認識

「いじめ」問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にどのような特質があるのかを十分に認識し、理解しなければならない。以下に、教職員が理解すべき「いじめ」の特質を示す。

【 「いじめ」問題の特質 】

- ① 「いじめ」は、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ② 「いじめ」は、人権侵害であり、人として決して許されるものではない。
- ③ 「いじめ」は、大人に気付かれないところで起こることが多く、発見しにくい。
- ④ 「いじめ」は、いじめた側に問題がある。
- ⑤ 「いじめ」は、その行為により、暴行、名誉棄損、恐喝等の刑罰法規に抵触するものである。
- ⑥ 「いじめ」は、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むべき問題である。

2. 未然防止

「いじめ」問題においては、「いじめが起こらない、起こさせない学級・学校づくり」を行い、未然に防止することが極めて重要である。そのために子どもたちが豊かな心を持ち、好ましい人間関係を築いていく必要がある。そうすることで、支持的風土をもった学級・学校へと変容していく。

(1) 学級・学校における支持的風土の構築

① 自尊感情を高める

- ・ 子どもたちが何でも言い合える学級の雰囲気づくりに努める。そのために、子どもの発言一つひとつを認める教師の姿勢を大切にする。
- ・ 自尊感情を高めるワークショップ等を実施する。

②豊かな人間関係の構築に努める

- ・ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターを実施する。
- ・「キラリさん」「いいこと見つけ」など、友だちの頑張りやよさを認め合う活動を実施する。(帰りの会等)

③委員会活動やクラブ活動の充実

- ・特別活動において、子どもが主体的に活動できる取組を実施する。

(2) 命や人権を尊重する豊かな心を育てる

①人権教育の充実

- ・部落差別問題学習や人権に関わる学習を、学級活動の時間に位置付けて実践する。

②道徳教育の充実

- ・「特別の教科 道徳」の学習の充実を図る。

(3) 同僚性の高まり・協働体制の強化

①報告・連絡・相談(ほう・れん・そう)

- ・どんな些細なことでも、学年主任や生徒指導主任、管理職に報告し、組織で対応にあたる。

②学年部会の充実

- ・学年部会を定例化し、ルーティーンワークとして子どものことを気軽に話せる職員間の雰囲気づくりに努める。

(4) 保護者への働きかけ

①保護者への発信

- ・「特別の教科 道徳」の授業や学級活動における「いじめ」「仲間外し」を主題とした授業を参観してもらう機会を設ける。
- ・学級通信や学年通信、保護者向け文書等を通じて、学級や学年、または全校的な取組を発信する。

②訪宅活動の推進

- ・些細なことでも保護者と顔を突き合わせて話し、保護者の方に安心感をもってもらう。その際、必要であれば生徒指導主任や管理職も共に訪宅する。

(5) 「いじめ」の態様の理解

- | | | |
|-------------------------------------|---|-------------------|
| ① 冷やかしかからかい | → | 脅迫、名誉棄損、侮辱 |
| ② 仲間外し、集団による無視 | → | 刑罰法規はないが、毅然とした態度で |
| ③ 軽く叩かれたり、ぶつかられたり、蹴られたりする | → | 暴行 |
| ④ ひどく叩かれたり、ぶつかられたり、蹴られたりする | → | 暴行、傷害 |
| ⑤ 金品をたかられる | → | 恐喝 |
| ⑥ ものを隠されたり、壊されたりする | → | 窃盗、器物損壊 |
| ⑦ 恥ずかしいこと、嫌なこと、危険なことをされたりさせられたりする | → | 強要、強制わいせつ |
| ⑧ パソコン、スマホ、携帯、ゲーム機などで誹謗中傷や嫌なことを書かれる | → | 名誉棄損、侮辱 |

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・滋賀県警のサイバー課による出前授業や全校集会での周知など、パソコンやスマートフォン等を利用したいじめの防止に関わる学習を進め、同時に保護者に啓発する。
- ・長期休業前の保護者への啓発文書を配布する。
- ・「湖南市スマホ使用3ヶ条」を周知する。



湖南市スマホ使用3ヶ条

- ① 個人情報流さない(犯罪防止)
- ② 仲間も自分も大切にできていますか?
ん?!送る前に内容を確認しましょう!!(いじめ防止)
- ③ 使用時間守ります※夜10時以降は使いません

湖南市教育委員会 湖南市PTA連絡協議会 湖南市小中学校校長会 湖南市生徒指導主任主事会 「早寝早起き朝ごはん」推進校

※ 小学生は夜9時まで

3. 早期発見・早期解決に向けた取組

(1) 子どもたち一人ひとりを共感的に理解する

①カルテや日記等で理解する

- ・子どもの言動を記録するカルテや学校外での様子を理解する日記等を行うことで、子どもの小さな心の動きに気づき、捉えられるようにする。

②家庭での様子の聞き取り

- ・保護者と話すことで家庭との連携を図っていく。家庭での様子や学校外での様子の理解に努める。

(2) 相談しやすい環境整備

①教育相談の実施

- ・教育相談の定期的な実施をする。(ちょっとお話タイム)

②アンケートによる把握

- ・必要に応じて、「いじめに関するアンケート」を行い、子どもが直接、教師に相談できなくてもアンケートで思いを伝えることができるようにする。

③子どもとの信頼関係の構築

- ・日頃から、子どもたちを理解することに努め、子どもとの信頼関係を構築しておく。
- ・担任だけでなく、特に養護教諭や生徒指導主任、フリー部の教師が子どもとパイプを作っておく。

(3) 生徒指導体制、組織の強化

①迅速な組織対応

- ・「いじめ」に関わる事案が報告されたとき、すぐに学年主任や生徒指導主任、または管理職で迅速に対応を協議する。

②生徒指導推進委員会の充実

- ・「いじめ」に関わる事案については、生徒指導推進委員会で取り上げて全職員に周知し、共通理解を図る。
- ・「いじめた側」「いじめられた側」共に、全職員で見ていく姿勢をとり、声かけや励まし等、全職員で解決に取り組む。

③関係機関との連携強化

- ・必要があれば、教育委員会や専門機関と協力して解決に取り組む。

④家庭との連携強化

- ・「いじめ」事案が発生した時には、普段以上に密に連絡をして、家庭に不安感を与えないようにする。

⑤ぶれない対応

- ・教師によって対応が異なるのでは、子どもの信頼が得られないので、どの教師も同じ対応をする。特に「いじめ」を行った子どもに対しては、毅然とした態度で指導していく。

(4) いじめの解消について

<いじめ解消の2要件>

- ・いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと

※加害児童・被害児童やその保護者等への面談等を定期的に行い、確認する。

(5) 特に配慮が必要な児童について

- ・発達障害を含む障がいのある児童
- ・外国籍児童や海外から帰国した児童、国際結婚の保護者をもつ児童
- ・性同一性障害や性的指向、性自認にかかる児童
- ・東日本大震災等により被災した児童、または原子力発電所の事故により避難している児童

(6) 重大事態への対処について

①重大事態の定義

- ・いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより相当の期間（30日をめやす）学校を欠席することを余儀なくされたとき
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

②重大事態の報告

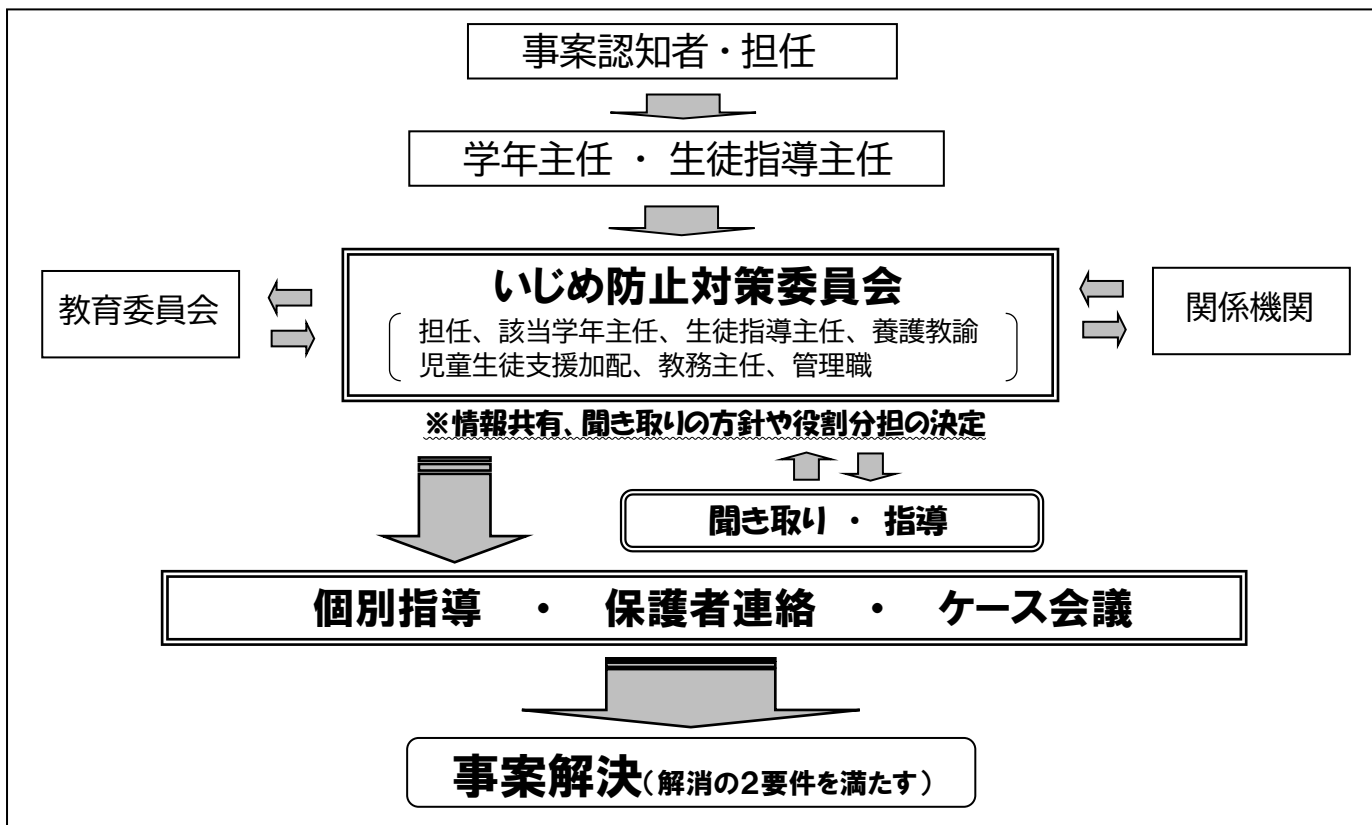
- ・教育委員会への報告

③調査の実施

- ・第三者を加えた調査

4. 「いじめ」問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ」対策のための校内組織



(2) 「いじめ」対応の流れ

